

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の概要

**I 背景**

- 1 「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」(平成17年法律第31号)では、携帯音声通信事業者等に対し、携帯電話の契約等に際して、契約の相手方の本人確認等が義務づけられている。
- 2 平成28年熊本地震により、被災者が本人確認書類を消失し、携帯電話の契約等に際して本人であることを確認できない場合が想定される。このような場合において、被災者が携帯電話の契約等を行うことができるよう、平成28年4月27日に「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」(平成17年総務省令第167号)を改正し、平成28年熊本地震の被災者について、当分の間、本人確認の方法等に関する特例を設けている。
- 3 ①施行から5月下旬頃までの間には利用実績があるものの、6月以降については利用実績がないこと、  
②携帯音声通信事業者からの特例継続の要望がないことから、平成28年熊本地震の被災者について、本人確認の方法等に関する特例の適用する期間を平成28年9月30日までとする。

**II 省令の概要**

本人確認の方法等に関する特例について、平成28年熊本地震の被災者に対して適用できる期間を「当分の間」から「平成28年9月30日までの間」に変更する改正を行うもの。

**III 施行日**

公布の日から施行する。